

件名	愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	社会福祉法(昭和26年法律第45号) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚令第49号)
<p>【制定の概要】</p> <p>制定の経緯について 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。いわゆる第2次一括法）の施行により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正が行われた。（施行日：平成24年4月1日。1年間の経過措置あり） この法改正を受けて、これまで省令で全国一律に定められていた婦人保護施設の設備及び運営に関する基準について、都道府県の条例で定めることとされたため、本県における基準を定めるために標記条例を制定するものである。</p> <p>独自基準について 県で定める基準は、省令により3類型（「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」）に区分されており、「従うべき基準」及び「標準」については厚生労働省令と同じ基準を定め、「参酌すべき基準」のうち次の項目について独自基準を設ける。</p> <p>ア．災害の種別に応じた個別計画 非常災害に関する具体的な計画については、児童福祉施設の立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の作成に当たっては、災害の特殊性を考慮したものとする旨の規定を設ける。</p> <p>イ．計画の掲示 非常災害対策の具体的な計画については、施設内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。</p> <p>ウ．備蓄の確保 災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。</p>	
施行日	平成25年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	